

20年度からの新しい措置

公庫の資金制度について、農林漁業や食品産業を営む皆さまの経営支援を一層強化するため、20年度から以下の措置がなされました。

スーパーL資金・円滑化貸付の特例融資制度額の延長

国は、意欲と能力のある担い手に施策を集中する農政の抜本的改革にあたり、平成19年度から平成21年度までの3年間を「集中改革期間」として、担い手の育成・

確保に取り組むこととしています。この一環としてスーパーL資金の無担保・無保証人融資制度（円滑化貸付）の特例融資限度額の適用期間が3年間延長されました。

円滑化貸付の概要

経営が良好な方に無担保・無保証人で、ご融資する制度です。本制度による融資残高がある場合でも、限度額の範囲内で追加のご融資ができます。

対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善計画の目標水準に達していること ・過去5年間において制度資金の延滞がないこと など 									
資金の使いみち	農地等、施設・機械、家畜果樹等、その他の経営費、法人への出資金 ※経営の安定化（負債の整理など）は、対象外です。									
融資限度額 〔平成23年3月までの特例〕	個人の場合 1,000万円	法人の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>売上高</th> <th>融資限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万円未満</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上 1億円未満</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>5,000万円</td> </tr> </tbody> </table> ただし、資本金に準備金、余剰金等をプラスした貸借対照表上の資本額を上限とします。	売上高	融資限度額	5,000万円未満	2,000万円	5,000万円以上 1億円未満	3,000万円	1億円以上	5,000万円
	売上高	融資限度額								
5,000万円未満	2,000万円									
5,000万円以上 1億円未満	3,000万円									
1億円以上	5,000万円									
本制度の融資残高があっても、上記限度額と融資残高の差額分をご利用できます。										
要件	①過去3期（災害時の特殊年を除く）の通算農業所得が黒字であること ②担い手育成総合支援協議会の経営診断等をする事	①過去3期（災害時の特殊年を除く）の通算農業所得が黒字であり、かつ、それを内部留保することにより資本蓄積を図ってきていること ②今後5年間の資本増強計画を作成していること ③（社）日本農業法人協会経由の経営診断を受診すること								
<ul style="list-style-type: none"> ・経営診断にあたっては、過去3期分の税務申告書（写し）及び決算報告書をご提出ください。 ・個人経営で貸借対照表を作成されていない方は、所定の様式により、簡易貸借対照表を作成していただく必要があります。 										

（注）融資対象物件の担保提供が可能な場合は、担保にご提供いただくことがあります。

アグリサポート事業計画制度（農林漁業施設資金）の創設

担い手農業者の規模拡大や農村の高齢化・後継者不足に伴う農作業のアウトソーシング化に対応するため、農

作業を請け負う農業サービス事業者を支援するアグリサポート事業計画制度が創設されました。

アグリサポート事業計画の概要

農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業（アグリサポート事業）を行う方（法人経営も含む）、今後、アグリサポート事業を開始する方も対象となります。

ご利用にあたっては、アグリサポート事業計画を作成し、市町村に設置されている特別融資制度推進会議の認定が必要となります。

資金の使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・トラクターなどの農機具の取得 ・農舎などの施設の整備 ・事業の実施に伴う長期運転資金
融資限度額	負担額の80%
返済期間	設備15年以内（うち据置期間は3年以内） 長期運転資金10年以内（うち据置期間は3年以内）



こんなとき、こんな条件でご利用できます

ここに掲載されている事業や資金は主なものです。このほかにも利用できる事業や資金がありますので、ご相談ください。

資金の使いみち	主な資金	返済期間 (以内)	うち元金返済 据置期間 (以内)
効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善			
<ul style="list-style-type: none"> ●農地などの取得 ●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●償還負担を軽減するための農業負債整理資金 	(認定農業者の方) 農業経営基盤強化資金(略称:スーパーL資金)	25年	10年
	(その他の担い手の方・集落営農組織) 経営体育成強化資金	25年	3~10年
<ul style="list-style-type: none"> ●農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費 	農林漁業施設資金 (略称:スーパーW資金)	10~15年	3年
事業再生による農業者の再生・整理承継			
<ul style="list-style-type: none"> ●事業の再生に必要な資金 	経営体育成強化資金	25年	3年
環境保全への取組、生産基盤の整備や地域振興			
<ul style="list-style-type: none"> ●家畜排せつ物処理施設の整備 ●バイオマス利活用施設の整備 ●太陽熱、地熱利用による発電施設などの整備 	農林漁業施設資金 (環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設)	15~20年	3年
	畜産経営環境調和推進資金	15~20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●用水路、排水路、農道の整備 ●ほ場、牧野の整備 ●農業集落排水施設の整備 	農業基盤整備資金	25年	10年
	担い手育成農地集積資金	25年	10年
<ul style="list-style-type: none"> ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●農産物の処理加工施設の整備 ●トラクターなどの農機具の取得 	振興山村・過疎地域経営改善資金	25年	8年
<ul style="list-style-type: none"> ●農作業受託に必要な農機具の取得、農舎の整備 ●施設の稼働に関連する経費 	農林漁業施設資金(アグリサポート事業)	10~15年	3年
セーフティネット機能			
<ul style="list-style-type: none"> ●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●被災した生産設備の復旧 	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~25年	3年
ベンチャーなど新規事業育成			
(新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための) <ul style="list-style-type: none"> ●農産物の生産施設や機械の取得 ●農産物の加工販売施設の整備 ●試験研究施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費 	農林漁業施設資金(特別振興事業)	10~15年	3年
適切な森林整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●人工植栽、天然林の改良 ●下刈、間伐などの森林の保育管理 ●造林用機械の取得 ●林道、作業道の開設・改良 	林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐)	20~55年	3~35年
	森林整備活性化資金	30年	20年
林業の担い手の経営改善			
<ul style="list-style-type: none"> ●造林のための土地、林地の取得 ●分収林の取得 	林業経営育成資金	20~35年	-
地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備			
<ul style="list-style-type: none"> ●林産物の処理加工施設の整備 ●林産物の流通販売施設の整備 ●素材生産施設・機械の取得 ●森林レクリエーション施設の設置 ●集会所などの設置 	振興山村・過疎地域経営改善資金	25年	8年
	林業構造改善事業推進資金	20年	3年
	農林漁業施設資金	15~20年	3年
	中山間地域活性化資金	15~25年	3~8年
セーフティネット機能			
<ul style="list-style-type: none"> ●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 	農業漁業セーフティネット資金	10年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●復旧造林、林道の復旧 	林業基盤整備資金(災害復旧)	20年	3年
<ul style="list-style-type: none"> ●被災した生産設備の復旧 	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~20年	3年

	資金の使いみち	主な資金	返済期間 (以内)	うち元金返済 据置期間 (以内)
漁業 融資	漁業の担い手の経営改善			
	●漁具、漁船漁業用施設などの整備 ●漁獲物の処理加工施設の整備 ●漁業経営の改善に必要な長期資金 ●養殖用施設・作業船の整備	漁業経営改善支援資金	15年	3年
	●漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置	漁船資金	5~12年	2年
	水産資源の適切な管理と持続的利用への取組			
	●漁場の改良・造成 ●種苗生産施設の設置 ●漁業環境保全のための施設の整備	漁業基盤整備資金（漁場整備）	20年	3年
	漁村環境活性化			
	●漁港施設の整備 ●漁業集落排水施設などの整備	漁業基盤整備資金（漁港整備）	20年	3年
	セーフティネット機能			
	●負債整理資金	漁業経営安定資金	15~20年	3年
	●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金（災害復旧）	15~20年	3年	
食品 産業 融資	安全・安心な食品の安定供給への取組			
	●食品製造過程の管理の高度化のための施設の整備など ●基礎食料素材の生産、食品残さの再資源化、食品の流通対策、バイオテクノロジーの応用、新規事業の育成に必要な施設の整備 ●これらの施設などの立ち上がり期に必要な費用	食品産業品質管理高度化促進資金 (略称：HACCP資金)	15年	3年
		食品安定供給施設整備資金	5~15年	1~3年
	原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携			
	●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発またはその成果を利用した製造・加工・販売施設の整備 ●需要を開拓するための展示・販売施設の整備	中山間地域活性化資金	15年	3年
	●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など ●他の農産加工業への転換のための施設の整備など ●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など	特定農産加工資金	15年	3年
	●いわし、さばなどの水産加工施設の整備など	水産加工資金	15年	3年
	●米、みかん、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など	新規用途事業等資金	15年	3年
	●飲用牛乳の処理施設の整備 ●乳製品の製造施設の整備 ●牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備	乳業施設資金	15年	3年
	農畜水産物の流通システム整備			
●卸売市場、場内業者施設の整備 ●生産者と食品製造業者とが提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備 ●生産者と食品販売業者とが提携して実施する食品流通システムの整備	食品流通改善資金	15~25年	3~5年	

1 融資の限度額について

一般的には、融資対象事業により資金のご利用先が負担する額の20~80%を上限に融資することとしています。なお、融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。

2 融資の利率について

利率は金利情勢によって変更することもあります。融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です（資金によっては融資後10年経過することに利率を見直す方法も選択できます。また、

林業融資において、融資後20年後又は35年後に一律利率を見直す制度があります）。

・資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。

・なお、最新の金利は当公庫のホームページ（<http://www.afc.go.jp>）

でご覧いただけます。

3 ここに掲載した資金の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの公庫支店または最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

身近なところで ご相談いただけます

地域に密着した相談の窓口

ご相談は、全国48の窓口（20年10月1日までの予定を含む）または業務委託金融機関（534機関、平成20年4月1日現在）でお受けしているほか、お近くの普及指導センター、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などでもご相談いただけます。

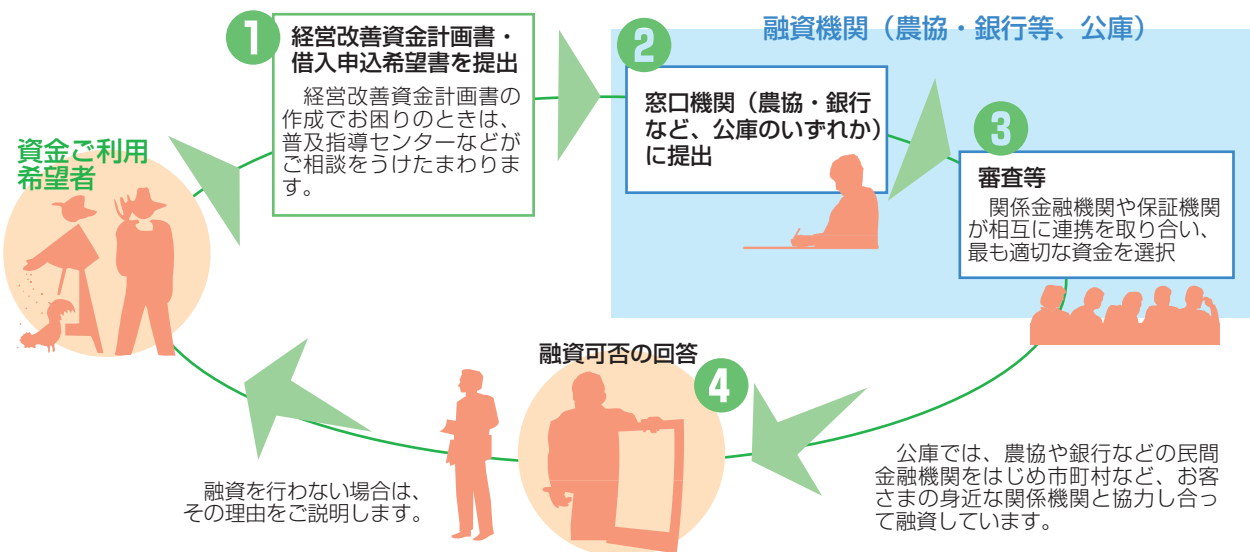


業務委託金融機関

農林中央金庫	1
信用農業協同組合連合会	38
信用漁業協同組合連合会	29
農業協同組合	249
漁業協同組合	4
銀行	99
信用金庫	112
信金中央金庫	1
公営企業金融公庫	1
合計	534

申込みから融資までのプロセス

■担い手農業者向け公庫資金（スーパーL資金、経営体育成強化資金）の場合 （農業近代化資金、農業改良資金と共通）



相談窓口

農協・信農連・銀行・農林公庫などの融資機関、普及指導センター、市町村及び都道府県経営改善支援センターでのご相談をうけたまわります。

公庫では、借入申込書類の簡素化や事務処理の迅速化に努めています